

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2020年 6月号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 年度更新の提出期限延長・納付猶予

令和2年度労働保険の年度更新の提出期限は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年8月31日までに延長されています。労災保険率、雇用保険率及び一般拠出金率については、平成30年度から**変更ありません**。

なお、新型コロナウイルスの影響により、事業に係る収入に相当な減少があった事業主は、申請により**労働保険料等の納付を1年間猶予**することができます。この猶予特例が適用されると担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。電子申請の場合、猶予の申請は年度更新の申告と同時に行うこととなります。詳しくは弊社までお問合せください。

## 算定基礎届について

令和2年度の算定基礎届の提出期限は7月10日（金曜）で、例年から**変更ありません**。

今年の留意点は、**一時帰休による休業手当が払われた場合の扱い**です。

4・5・6月のいずれかまたはいずれも一時帰休による休業手当が支払われている場合、**7月1日時点で一時帰休の状況が解消しているかどうか**で取り扱いが異なります。通勤手当等の扱い等、例年と異なる場合も想定されます。詳しくは弊社までお問合せください。

## パワハラ防止法6月1日から施行

以前から、事務所ニュース等でお知らせしておりましたが、パワーハラスメントの防止を企業に義務付ける改正労働施策総合推進法が、6月より施行されています。

（中小企業は2022年3月31日までは努力義務）

2020年6月1日の施行時点では、罰則は設けられていませんが、法律で、職場でのパワハラについて、従業員から相談を受け付けるなどの対策を企業に義務付けるほか、厚生労働大臣から企業に対して助言や指導、勧

告が行われ、従わない企業には、改善を求めます。それにも応じなければ、企業名が公表されることもあります。

## 雇用調整助成金の簡素化

これまでにも随時お知らせしているとおり、雇用調整助成金の拡充や手続きの簡素化が進んでいます。5月19日に発表された、手続きの更なる簡素化は下記のとおりです。（①以外はすべての事業主に適用されます。）

### 【申請手続きの簡素化】

- ① 小規模事業主（概ね従業員20人以下）については申請様式が簡略化されました。
- ② 休業等計画届の提出が不要となりました。

### 【算定方法の簡略化】

- ③ 「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法が大幅に簡略化されました。

### 【申請期限の特例】

- ④ 判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限が令和2年8月31日までとなりました。

《家村からひとこと》

助成金の情報は日々変わっています。今後も目が離せませんね。

## 弊所の体制について

弊社では緊急事態宣言解除後も、学校再開の状況等を考慮しながら、職員のシフトを見直し対応しております。

現在は、ほぼ以前の状態となっておりますが、引き続きご相談やお問合せはメールまたは家村携帯09035225025までお願いします。

ZoomやSkype等WEB会議等にも対応しております。

電子申請  
なら



弊社にお任せください。